

第27回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月11日（金）午後2時から午後3時4分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（11人）

会 長 14番 前 川 正 人

委 員 2番 唯 野 哲 夫

5番 佐 藤 雄 一

7番 丹 野 義 基

10番 後 藤 義 昭

12番 武 島 竜 太

3番 目 黒 正 一

6番 三 國 実 加

9番 岩 本 一 夫

11番 山 田 秀 晴

13番 佐 藤 陽 子

（変更前8番）

4. 欠席した農業委員（0人）

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長

四 栗 和 広

事務局次長兼農業振興係長

渡 部 賢 治

事務局農地係長

佐々木 国 秀

事務局主事

芳 賀 純 平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 会長職務代理者の互選について

日程第5. 議席の一部変更について

追加日程第6. 相馬市農業委員会農業振興委員会委員の選任及び委員長の互選
について

追加日程第7. 相馬市農業委員会だより編集委員会委員の選任について

日程第8. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第4号 現況確認証明申請について

議案第5号 令和2年度第5号農用地利用集積計画について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第27回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼を申し上げます。

 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第27回相馬市農業委員会総会を開会いたします。

 本日の欠席の届出並びに遅参の届出はございません。

 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。8月17日月曜日であります。農用地利用調整会議を市役所において開催し、武島委員、大和田委員の同席をいただいております。8月18日火曜日であります。杉妻会館において、福島県農業会議第98回臨時総会が開催されまして、会長が出席しております。8月20日木曜日であります。八幡地区の農地利用状況調査を実施しております。8月21日金曜日であります。中村地区の農地利用状況調査を実施しております。8月22日土曜日であります。遊休農地活用の一環として、ヒマワリ播種作業を日下石地区で行いました。早朝より、ご協力いただきましたことに、感謝申し上げます。8月24日月曜日であります。杉妻会館において、福島県農業会議第54回常設審議委員会が開催されまして、会長が出席しております。また同日、山上地区の農地利用状況調査を実施しております。8月25日火曜日であります。飯豊地区の農地利用状況調査を実施しております。8月26日水曜日であります。大野地区の農地利用状況調査を実施しております。8月27日木曜日であります。市役所において、災害対策復興会議が開催されまして、会長が出席しております。また同日、パルセいいざかにおいて、令和2年度前期農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、農業委員では、目黒正一委員、佐藤雄一委員、佐藤陽子委員、推進委員では、遠藤和則委員、堀川馨委員、

渡部一義委員と次長が出席しております。研修では、地域の合意形成に向けた話し合いの進め方の講演等がありました。8月28日金曜日ではありますが、議案を配布させていただいております。9月4日金曜日ではありますが、本日の総会に向けて現地調査を行っております。また、9月より人・農地プランの実質化に向けた座談会が開催されており、地区の農業委員、農地利用最適化推進委員が出席しております。次に、市議会関係ですが、9月定例議会が8月31日に開会し、9月17日閉会予定ですので、併せてご報告申し上げます。報告は以上です。

議 長 次は日程第2、議事録署名委員の指名を行います。11番山田秀晴委員、12番武島竜太委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、会長職務代理者の互選についてを議題といたします。相馬市農業委員会規程第3条の2第1項により、会長職務代理者の互選は、単記無記名投票により行うことになっております。但し、第2項で出席委員において異議がないときは、指名推選の方法を用いることができます。

お諮りいたします。互選方法については、選挙による方法と指名推選による方法の2通りあります。互選方法について、委員よりご発言願います。はい、5番佐藤雄一委員。

5 番 指名推選が良いと思っております。

議 長 指名推選との発言ですが、他にございませんか。

(「なし。」との声)

議 長 他に無いようですので、お諮りいたします。

会長職務代理者の選任方法については、指名推選とすることに

ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認め、会長職務代理者の互選については、指名推選とすることに決しました。

 それでは、推選願います。はい、5番佐藤雄一委員。

5 番 佐藤陽子委員を推選します。

議 長 ただいま、佐藤陽子委員を推選するとの発言がありましたが、他に推選される方はございませんか。

(「なし。」との声)

議 長 他に無いようですので、会長職務代理者に佐藤陽子委員を指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、会長職務代理者には、佐藤陽子委員が就任することに決しました。

 ここで、佐藤陽子会長職務代理者より、就任のご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理者 ただいま、会長職務代理者に選任されました、佐藤陽子でございます。残任期間を精一杯務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

(拍手)

議 長 ありがとうございます。

 次に日程第5、議席の一部変更についてを議題といたします。ただいま、8番佐藤陽子委員が会長職務代理者に就任いたしましたので、議席は13番へ変更となります。

 お諮りいたします。ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変

更することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げたとおり、議席の一部を変更することに決しました。
議席の変更をお願いいたします。

(佐藤陽子委員、議席 8 番から 13 番へ移動)

議長 次に、会長職務代理者は、各委員会委員にならないことから、佐藤陽子委員は農業振興委員会委員並びにだより編集委員会委員ではなくするため、農業振興委員会委員並びにだより編集委員会委員に欠員が生じております。

お諮りいたします。相馬市農業委員会農業振興委員会委員の選任及び委員長の互選並びに相馬市農業委員会だより編集委員会委員の選任の 2 件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、相馬市農業委員会農業振興委員会委員の選任及び委員長の互選並びに相馬市農業委員会だより編集委員会委員の選任の 2 件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

ここで、別紙議事日程の配布を願います。

(変更後の議事日程を配布)

議長 お手元の議事日程のとおり、順次繰り下げますので、ご了承願います。

次に追加日程第 6、相馬市農業委員会農業振興委員会委員の選任及び委員長の互選についてを議題といたします。

現在、農業振興委員会委員に 1 名の欠員が生じておりますので、補充したいと思っております。相馬市農業委員会農業振興委員会要綱第 2 条の規定により、目黒正一委員を指名いたします。農業振興委員

会委員は、所定の場所にて休憩中に委員会を開き、委員長を互選のうえ、議長まで報告願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(休憩中、農業振興委員会開催)

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。委員長の互選の結果を報告いたします。農業振興委員会委員長に佐藤雄一委員が選任されました。

ここで、佐藤雄一農業振興委員会委員長よりご挨拶をいただきたいと存じます。佐藤雄一委員長お願いします。

農業振興委員会委員長 ただいま農業振興委員長に選任されました、佐藤雄一です。どの程度できるかわかりませんが、頑張りたいと思いますのでよろしくお願いたします。

(拍手)

議長 ありがとうございます。

次に追加日程第7、相馬市農業委員会だより編集委員会委員の選任についてを議題といたします。現在、相馬市農業委員会だより編集委員会委員に1名の欠員が生じておりますので、補充いたしたいと思います。相馬市農業委員会だより編集委員会設置要綱第4条の規定により、山田秀晴委員を指名いたします。

次に日程第8、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、報告第1号専決処分について、事務局より説明いたします。(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、去る8月17日に、市役所中央会議室において、農業委員の武島竜太委員並びに農地利用最適化推進委員の大和田義一委員の立ち合いのもと、農用地利用調整会議を開催いたしましたので報告いたします。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は5件の報告を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は2件の届出を受理いたしました。権利取得事由につきましては、いずれも相続によるもので、農業委員会によるあっせんの希望はございません。(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の解約となっております。解約理由につきましては、農地法第3条申請のためとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。地区担当委員より調査の報告を願います。番号1番、2番について、3番目黒正一委員願います。

3 番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件及び2番案件についてご報告いたします。まず1番案件について、申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで

ございます。去る8月29日土曜日に、譲受人の自宅を地元の推進委員とともに訪問し、本人から聞き取り調査を行いました。また、9月4日金曜日に、5番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりですので、許可基準第4号農作業常時従事要件は、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無については、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号まで、全て非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。

続いて、2番案件についてご報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る8月29日土曜日に、譲受人の自宅を地元の推進委員とともに訪問し、本人から聞き取り調査を行いました。また、9月4日金曜日に、5番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。許可基準第2号農地所有適格法人要件については、譲受人は個人であるため、非該当であります。許可基準第3号信託契約の有無は、議案書に記載のとおり該当ありません。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりですので、許可基準第4号農作業常時従事要件は、要件を満たしております。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は50アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れの有無については、譲受人に借入地の転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後

に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。よって、許可基準第1号から第7号まで、全て非該当であると認められることから、許可相当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。

事務局 特にございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決せられました。

次に、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容等をご説明申し上げます。

まず1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備、進入路、法面用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から令和3年2

月28日までを予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備、進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、②過去に転用許可を受けた場合の履行状況については、申請人は、過去に転用許可を受け、完了予定日を経過したにもかかわらず、工事完了していない未完了の案件がありますので、経過報告書を提出いただいております。⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして4番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備、進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から4ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載

のとおりであり、②過去に転用許可を受けた場合の履行状況については、申請人は、過去に転用許可を受け、完了予定日を経過したにもかかわらず、工事完了していない未完了の案件がありますので、経過報告書を提出いただいております。⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電設備認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備、進入路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から令和3年2月28日までを予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(20年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、貸駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種住居地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて7番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、農業用倉庫建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無については、併用地として宅地があり、申請地と併せて売買予定となっております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして8番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の

とおりでございます。権利の取得者が、駐車場及び通路用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして9番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして10番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、駐車場用地を整備するための一時転用であり、工事期間は、許可の日から24ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(2年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、法定外公共物占用許可申請済みであり、許可見込みとなっております。⑥併用地の有無につきましては、併用地があり、申請地と併せて賃貸借予定及び法定外公共物占用許可申請済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして11番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(30年間)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、狭あい道路、いわゆるセットバックの事前協議済みであり、8月28日に承認済みとなっております。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。補足ですが、この案件は、令和2

年2月の総会において、農林水産課より、相馬農業振興地域整備計画の変更、すなわち農用地区域からの除外について、意見の照会があり、同意すると回答した事案でございます。令和2年6月に農用地区域からの除外がなされ、今回、農地法第5条申請の提出があったものでございます。

最後に12番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、公共物用途廃止、いわゆる払い下げ事前協議済みであり、承認見込みとなっております。また、⑥併用地の有無については、併用地として申請人の父の所有の土地及び公共物用途廃止申請予定の土地があります。添付書類として、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番武島竜太委員お願いします。

12番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、去る9月4日に、3番委員、5番委員、地区担当の推進委員、事務局2名で現地調査を実施いたしました。調査委員を代表いたしまして、私の方からは、1番案件から5番案件までを続けて報告いたします。報告する5つの案件すべて、太陽光発電事業のための許可申請であることを申し添えます。

まず1番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内の第1種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地になります。したがって許可基準第2号は非該当で、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。ただ、資材搬入路が狭いため、接続する水路を傷めない事、資材搬入の際に細心の注意を払うこと指導した後、許可相当と判断いたしました。地区担当の推進委員か

らも、指導した内容以外は意見なしとの回答をいただいております。

続いて2番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地であることを確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。したがって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて3番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地であることを確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。したがって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いての4番案件は、3番案件と関連した申請です。申請人は3番案件と同じ、申請地は、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号ですが、申請地は3番案件の申請地と接しており、3番案件と同様、第2種農地と判断いたしました。許可基準第2号も、同様に他の場所での事業は不可能と判断しました。したがって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に、5番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は周囲を山林、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地であることを確認し、第2種農地と判断

しました。許可基準第2号については、代替地の検討結果もあり、他の場所での事業は困難と判断いたしました。したがって立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、担当委員挙手願います。3番目黒正一委員お願いします。

3番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、去る9月4日金曜日に、5番委員、12番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに、現地調査を行いました。6番案件から9番案件までの調査結果を代表してご報告いたします。

6番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域内にある農地でありますので、第3種農地になります。したがって許可基準第2号は該当しません。以上のことから立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当であると判断いたしました。

続きまして、7番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、原野、宅地等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については、代替地として他の場所も検討しましたが、他の場所では、事業は困難であるため、妥当と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、8番案件について報告いたします。申請人、申請地

等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この案件につきましては、不許可の例外事業の、集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続きまして、9番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周辺が50メートル以内の間隔で、概ね50戸の家屋等がありますので、第3種農地の、市街地内農地の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地として他の場所も検討しましたが、他の場所での事業は困難であるため、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上でございます。

議 長 続いて、担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員願います。

5 番 去る9月4日に12番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行ってまいりました。10番案件から12番案件の調査結果を代表して報告いたします。

まず10番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地の区域にある農地なので、第2種農地と判断しました。許可基準第2号については、代替地の検討も行われましたが、作業員の駐車場という事で、ここしかなかったという事です。許可基準は満たしていると判断しました。以上のことから、

立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断しました。許可基準第5号は、一時転用後に農地に復元されること、碎石を撤去後に整地し、農地に復元する。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて11番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件につきましても、不許可の例外事業の、集落接続事業の要件に該当します。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、代替地の検討も行われましたが、親の近くでという事で、ここしかなかったようです。許可基準は満たしていると判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

最後に12番案件について報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林に囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団農地の区域内にある農地なので、第2種農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討も行われましたが、駐車場ということで、自宅に接したこの場所しかなかったということです。許可基準は満たしていると判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定
による許可申請については、許可相当と決せられました。

次に、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請につい
てを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願いま
す。担当委員挙手願います。はい、5番佐藤雄一委員願いま
す。

5 番 議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請について、去
る9月4日に、12番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事
務局2人とともに現地調査により確認してまいりました。調査結
果を代表して報告いたします。1番案件について、申請地の現況
は、転用許可条件どおり、庭用地となっております。したがっ
て、申請地の現況は庭用地であり、許可の条件を履行したものと
判断できますので、証明書を交付することが適当であると判断い
たしました。以上報告いたします。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声。)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声。)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声。)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第3号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。
次に、議案第4号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。5番佐藤雄一委員、お願いします。

5 番 議案第4号現況確認証明申請について、去る9月4日、12番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査により確認してまいりました。調査結果を代表して報告いたします。1番案件、枝番1の申請地は、証明する地目が山林となっておりますが、原野に訂正して証明すること妥当と判断いたしました。枝番2の申請地は、議案書に記載のとおり、現況が山林でありましたので、申請地目のとおり証明書を交付することが妥当であると判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。
次に、議案第5号令和2年度第5号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第5号中、番号1番から番号4番までの4件を抽出し、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。
本件に関し、12番武島竜太委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当いたしますので、暫時の間退場を願います。

(武島竜太委員 退場)

議 長 事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和2年度第5号農用地利用集積計画について、番号1番から番号4番までの4件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも利用権の再設定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号中、番号1番から番号4番までの4件については同意することに決定されました。12番武島竜太委員の入場を認めます。

(武島竜太委員 入場)

議 長 12番武島竜太委員に、ご報告いたします。議案第5号中、番号1番から番号4番については、同意することに決定いたしました。
次に、議案第5号中、番号1番から番号4番を除く、番号5番から番号14番までの10件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号令和2年度第5号農用地利用集積計画について、番号5番から番号14番までの10件について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございまして、いずれも利用権の再設定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定は全て満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号令和2年度第5号農
用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定した
ことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご
異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第27回相馬市農業委員会総会を閉会とい
たします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 1 1 番 山 田 秀 晴

議事録署名委員 1 2 番 武 島 竜 太